証券コード：7116

第8期
定時株主総会
招集ご通知

DAIWA
GROUP

開催日時　2023年６月21日（水曜日）午前10時
受付開始：午前９時30分

開催場所　石川県金沢市昭和町16番３号
ＡＮＡクラウンプラザホテル金沢
３階　瑞雲の間

決議事項　第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

ダイワ通信 株式会社

証券コード　7116
2023年６月６日
（電子提供措置の開始日　2023年５月30日）

株　主　各　位

石川県金沢市入江二丁目180番地
ダ イ ワ 通 信 株 式 会 社
代表取締役社長　岩　本　秀　成

第８期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第８期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考資料等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。**

【当社ウェブサイト】
https://daiwawa.com
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順にご選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ダイワ通信」又は「コード」に当社証券コード「7116」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

　なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット）又は書面（議決権行使書）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考資料」をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年６月20日（火曜日）午後６時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2023年６月21日（水曜日）午前10時00分

2．場　　所　石川県金沢市昭和町16番３号
ANAクラウンプラザホテル金沢　３階　瑞雲の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項

１．第８期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第８期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使される場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年６月21日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年６月20日（火曜日）
午後６時00分入力完了分まで

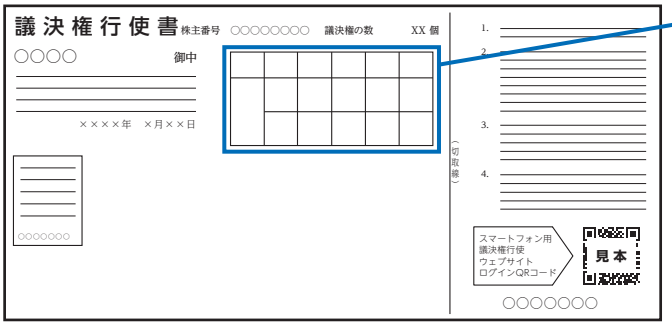
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年６月20日（火曜日）
午後６時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

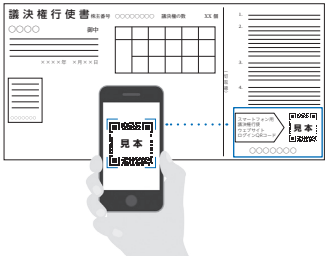
- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

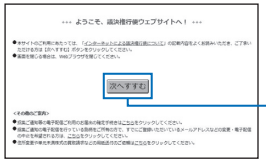
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

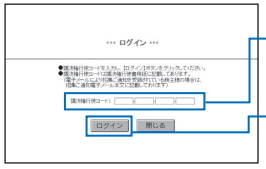
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

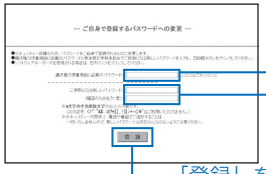
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件

現在の取締役６名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役２名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	岩本秀成（1966年２月３日）	1996年 ４月　㈲ムーブ北陸設立　代表就任 2016年 ３月　ディーズカンパニー㈱（現IWAMOTOアセットマネジメント㈱）代表取締役（現） 2016年 ３月　当社設立　代表取締役社長就任（現）	566,000株
	（取締役候補者とした理由） 岩本秀成氏は、創業者であり、当社設立より代表取締役社長を務めており、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通し、当社における経営の管理を担ってまいりました。豊富な経験と実績を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といたしました。		
2	隈田佳孝（1977年２月16日）	1999年 ４月　相互移動通信㈱入社 2003年 ６月　同社　取締役営業部長 2005年11月　旧ダイワ通信㈱入社　事業部長 2007年 ２月　同社取締役 2015年 ４月　同社　専務取締役 2016年 ３月　当社　専務取締役　モバイル事業部管掌（現）	26,400株
	（取締役候補者とした理由） 隈田佳孝氏は、主にモバイル事業部門を経て、2007年より取締役を務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	前田憲司（まえだけんじ） （1976年6月19日）	2001年 4月　㈱シーピーユー入社 2011年10月　同社　ソリューション事業部長 2014年 2月　旧ダイワ通信㈱入社　取締役営業部長 2015年 4月　同社　常務取締役 2015年10月　ディーズセキュリティ㈱を設立、代表取締役（現） 2016年 3月　当社　常務取締役　セキュリティ事業部管掌（現）	48,000株
	（取締役候補者とした理由） 前田憲司氏は、主にセキュリティ事業部門を経て、2014年より取締役を務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といたしました。		
4	多賀勝用（たがしょうよう） （1977年1月6日）	2003年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2012年 9月　朝日ビジネスソリューション㈱海外現地駐在 2015年12月　旧ダイワ通信㈱入社　管理部長 2016年 3月　当社　取締役管理部長（現） 2019年 1月　アクト通信株式会社　取締役（現）	8,000株
	（取締役候補者とした理由） 多賀勝用氏は、主に管理部門を経て、2016年より取締役を務めており、豊富な知識・経験を有することから、取締役として適任であると判断したため、候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所　有　す　る
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>よねざわ　ひろし
米　沢　　寛
(1951年9月9日)</td><td>1989年 4月　米沢電気工事㈱　代表取締役社長
2006年 4月　社団法人金沢経済同友会　副代表幹事
2009年 6月　石川県電気工事工業組合　理事長（現）
2009年 6月　北陸電気工事組合連合会　会長（現）
2009年 6月　㈱日産プリンス金沢　代表取締役会長
2011年 6月　石川日産自動車販売㈱　代表取締役会長
2011年 6月　全日本電気工事業工業組合連合会　会長（現）
2014年 3月　米沢電気工事㈱　代表取締役会長（現）
2020年 6月　当社取締役（現）
2022年11月　金沢商工会議所　副会頭（現）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
米沢寛氏は、米沢電気工事株式会社の代表取締役会長として経営に長年携わられており、これまで培ってこられた経営に関する知識、経験等をもって当社経営に対し適切なご助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>きむらもとゆき
木　村　基　之
(1981年5月1日)</td><td>2008年12月　弁護士登録　藏大介法律事務所パートナー弁護士（現）
2013年 7月　経営革新等支援機関認定
2018年 4月　金沢弁護士会副会長
2021年 6月　当社取締役（現）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）
木村基之氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験を有しており、客観的な視点から当社経営に対し適切なご助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制強化を期待しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．米沢寛氏及び木村基之氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、米沢寛氏及び木村基之氏の両氏を東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が再任された場合には引き続き独立役員となる予定であります。
４．米沢寛氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、木村基之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
５．当社は、米沢寛氏及び木村基之氏の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を、同法第425条第１項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役福村徹氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、本総会においてその補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。また、監査役候補者岡本誠氏の任期は、当社の定款の定めにより辞任される福村徹氏の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
岡本　誠（おかもと　まこと） （1954年10月2日）	1977年 4月　住友信託銀行㈱（現　三井住友信託銀行㈱）入社 2012年 6月　三協・立山ホールディングス㈱　常務取締役　財務経理統括室長 三協立山㈱　常務取締役　財務経理統括室長兼情報システム統括室長 2013年 8月　三協立山㈱　常務取締役　執行役員　財務経理統括室担当 2019年 8月　同社　取締役　常務執行役員　財務経理統括室長 2020年 8月　同社　顧問 2022年 8月　同社　退任 現在に至る	－株
（社外監査役候補者とした理由） 岡本誠氏は、三協立山㈱において、常務取締役及び財務経理統括室長を務めるなど、長年にわたって経営並びに経理・財務に携わってこられました。これによって培われた経理・財務に関する専門的知識とマネジメント経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力を兼ね備えていることから、当社社外監査役として適任であると判断し、社外監査役候補者としました。		

（注）１．岡本誠氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．岡本誠氏は、社外監査役候補者であります。

３．岡本誠氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

４．岡本誠氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低限度額といたします。

5．当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、岡本誠氏が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

事　業　報　告

（2022年４月 １日から
2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1)当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響からの持ち直しの動きが見られ、経済・社会活動の正常化が進み、景気は持ち直しの兆しが見られました。その一方で、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギーや資材価格の高騰、急激な為替変動、供給面での制約、金融資本市場の変動等への注意が必要であり、依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、新型コロナウイルス感染症拡大が落ち着いたことに伴い、温度測定を主目的としたAI温度測定機能付顔認証デバイス「FACE FOUR」（以下、「FACE FOUR」とする）の特需の落ち込みがあったものの、当社グループにおいては、誰もが安心・安全・便利に暮らせる未来の街「Safe City」の実現に向けて、大手事務機器メーカー及び大手警備会社との連携を強化し、全国に防犯カメラ設置を推し進めてまいりました。

また、通園バス等における園児置き去りや飲食店における迷惑行為等の社会課題に対して、当社グループとしては、迅速な課題解決を行うことを目指し、新製品開発投資を積極的に実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高4,818百万円、営業利益394百万円、経常利益370百万円、親会社株主に帰属する当期純利益242百万円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

（セキュリティ事業）

セキュリティ事業においては、前連結会計年度の「FACE FOUR」特需の影響を除いた場合、国内における設備投資の需要拡大にあわせて、防犯需要の高まりや大手事務機器メーカー・大手警備会社との連携強化により、防犯カメラ売上が大きく増加しました。

一方、通園バス等に係る園児置き去り問題及び飲食店における迷惑行為等の社会問題に対し、迅速な対応を目指して製品等の企画・開発に着手した結果、売上原価および販売費及び一般管理費が増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度のセキュリティ事業の業績は、売上高2,622百万円、セグメント利益419百万円となりました。なお、前連結会計年度に含まれる「FACE FOUR」特需の金額は、売上高に515百万円、セグメント利益に149百万円が含まれております。

（モバイル事業）

モバイル事業においては、新型端末の発売と共にお客様のニーズに応えた様々な料金プランが登場しており、お客様のご利用状況に合わせた料金プランをご提案するとともに、光回線、映像・音楽コンテンツ配信、キャッシュレス決済、マイナンバーの申請を含むお客様へのサポート等、収益の多様化に取り組んでまいりました。また、イオンなどの大型商業施設でのイベント強化を図った結果、他社からの乗り換えを含む新規契約の契約数が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度のモバイル事業の業績は、売上高2,182百万円、セグメント利益214百万円となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において、現在計画している「商品倉庫兼実験・研究施設」を中心に269百万円の投資等を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2)直前３事業年度の財産及び損益の状況

①当社グループの財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (当連結会計年度) (2022.4-2023.3)
売上高(百万円)	4,818
営業利益(百万円)	394
経常利益(百万円)	370
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	242
1株当たり当期純利益　(円)	89.70
総資産(百万円)	3,750
純資産(百万円)	2,427

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第７期以前の状況は記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 5 期 (2019.4-2020.3)	第 6 期 (2020.4-2021.3)	第 7 期 (2021.4-2022.3)	第 8 期 (当事業年度) (2022.4-2023.3)
売上高(百万円)	2,936	5,041	3,448	3,572
営業利益(百万円)	122	817	164	95
経常利益(百万円)	122	809	159	70
当期純利益(百万円)	98	543	100	44
1株当たり当期純利益　(円)	36.43	200.59	37.27	16.26
総資産(百万円)	1,911	2,192	1,836	1,975
純資産(百万円)	278	821	922	966

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2．当社は、2021年12月31日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益については、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
3．第5期及び第6期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

(3)重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ディーズセキュリティ株式会社	50百万円	100%	セキュリティ商材の卸売
アクト通信株式会社	10百万円	100%	電気通信工事

(4)対処すべき課題

① セキュリティ事業における商品ラインナップの強化・拡大及び保管等場所の確保

セキュリティ事業における防犯カメラの販売において、新規及びリプレイス需要に対応するため、顧客ニーズを踏まえたソリューションの提供が重要となります。当社グループは、国内外の防犯カメラ等メーカーと連携をはかり、多様化や高度化する顧客ニーズへの対応を実現しておりますが、今後さらなる多様化やそれに伴うニーズの変化に対応していくための体制の構築、収益構造を改善していくことが重要であると考えております。その対策の一環として、当社グループではオリジナル商品「D'SSブランド」を立ち上げております。当ブランドは、性能を簡素化し、低価格とすることを基本コンセプトとしております。他の国内メーカーと価格面での差別化を図り、コストパフォーマンスに富んだ防犯カメラシステムの展開を行っております。

また、商品ラインナップの強化・拡大に伴い、商品を効率的に保管でき、かつ商品の品質を担保できる組立て作業場の確保が重要となります。当社グループは、自社の施設と設備、そして外部の委託倉庫を活用して迅速かつ的確な商品供給の顧客ニーズに対応しております。今後、よりスピード感をもって顧客ニーズに対応していくためには、中長期的な設備投資が重要であると認識しており、引き続き商品管理の効率化及び品質管理の強化に取り組んでまいります。

② セキュリティ事業における新たな顧客層への対応力の強化

当社の現状のセキュリティ事業においては、主にスーパーマーケットやドラッグストアといった事業会社が主要な販売先となっておりますが、今後はマンションやオフィスビル等の開発・販売事業者、あるいは地方公共団体等の社会資本企業体に対する需要の増加が見込まれております。ここでは価格競争力と高機能ラインアップの棲み分けを明確にしつつ、周辺市場を含めた受注ボリュームの拡大を図ることが重要となりますが、これに伴う施工作業を十分に賄うための対応能力の整備・強化が課題となっております。当社では2019年1月に電気工事事業者であるアクト通信株式会社を子会社化し、更に同社の事業遂行能力を高める取り組みの実施により内製機能の強化を図っておりますが、今後の顧客層の拡大に伴う需要増に対しては、外部業者との提携を含めた更なる機能強化と、安全かつ適切な施工のための提携事業者の管理・教育が課題となっております。

③　セキュリティ事業における新たな商品及びサービスの展開について

当社には、AI（画像認識）を用いたAI温度測定機能付顔認証デバイス「FACE FOUR」があります。当該商品は非接触のニーズに対応し、マスク有無の識別が可能であり、また同時に温度検知も可能とした商品になります。その後、送迎バス内での園児置き去り事故を受け、機能改良を行い、国土交通省が策定したガイドラインに適合したAI顔認証置き去り防止安全装置「Face Roll Call」を商品化しております。また、これからの買い物体験を変えるAIスマートストア「Face Free～Motte ke!」の実用化に向け、実証実験に取り組んでおります。

加えて次なる主力商品とするべく、大手回転寿司コンベア機を手掛ける企業の協力の下、AIカメラを活用した迷惑行為検知AIカメラシステムの企画・開発に着手しております。

当社グループは、新たな商品及びサービスの展開に取り組んでいくとともに、これら商品を体験できる環境整備も重要であると認識し、商品の訴求を目的とした中長期的な設備投資（体験型ショールーム等）が重要であると考えております。体験を通じて商品の仕様及び特長、また顧客がもつ課題解決への作用具合、それらを適確かつ迅速に訴求することが競合他社との差別化につながり、今後の商品販売の促進につながっていくものと考えております。

このように当社は、今後も市場ニーズへの対応強化を図るため、防犯・監視カメラをはじめとした商品の企画・販売に注力し、更なる事業拡大を図ってまいります。

④　モバイル事業における顧客訴求力強化に向けた取組み

モバイル事業において、キャリア（電気通信業者＝携帯電話会社）が構成するインセンティブ獲得のための条件は、重要な動向となります。現在、従前の販売台数を基礎とした条件から、１人のお客様（あるいはご家族）に対する携帯電話、インターネット（光）回線、IoT商材等様々なサービスを組み合わせ、複合商材の獲得に重点を置く条件に変わってきております。当社が着実に成長するためには、そのような事業環境の変化に素早く適応し、お客様及びキャリア双方から継続的に高い評価を得ることが重要な課題であると認識しております。このため、当社では人材育成を通じてショップクルーの接客能力の向上と店舗運営の効率化を図っております。

⑤　モバイル事業における収益力の高い店舗網の整備

モバイル事業において、店舗の立地条件や店舗網を運営するうえでの業務の効率化が極めて重要になります。これについて、当社では通信事業者との連携に基づき、好条件エリアへの新規出店・移転を行うほか、中小同業者との事業提携や、将来の投資回収等を考慮した適切な金額による商流変更の実施により、収益性の高い店舗網の整備に努めるとともに、お客様が居心地の良いと感じる快適な店舗空間を提供するための改装や移転等を効率的に進めることが課題となります。

⑥　優秀な人材の継続的な確保

当社グループでは、常に新しいサービスを創出しつつ中長期的に成長を続けるためには、優秀な人材の採用、育成が最重要課題であると認識しております。当社ではこれまで、新卒者を中心として優秀な人材の採用に努めるとともに、役職員に対しても細やかなメンタルケア、労働環境改善等のES（従業員満足度）への配慮に加え、働き方の改革等も踏まえた人事戦略を行っており、今後もこの継続・強化を図ってまいります。また、当社のバリューに掲げる「1人ひとりが、センターで輝ける企業へ」を社員一丸となって実践し、成功と失敗を繰り返しながらも成長し続ける「ダイワ通信らしい企業風土」をこれまで以上に推進して参ります。

⑦　コーポレート・ガバナンスの継続的な強化

当社グループは、より有効性の高いコーポレート・ガバナンスを実践していくことを経営の重要課題と位置付け、経営の効率性、健全性を高めるコーポレートガバナンス・コードに対応した体制の整備・充実に努めております。引き続き、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、一層の体制強化を図って参ります。

(5)主要な事業内容（2023年３月31日現在）

当社グループは、継続的な手数料収入を得るモバイル事業（ソフトバンク株式会社の一次代理店として移動体通信機器等の販売）と成長をけん引するセキュリティ事業（防犯カメラ等の販売及び防犯カメラシステムの施工、保守等）の２つの事業を持ち、モバイル事業による安定収益をセキュリティ事業の拡大に充てることで、新たな価値を付加した商品やサービスの創出を行い、誰もが安心・安全・便利に暮らせる未来の街「Safe City」（※）の実現に取り組んでおります。

※Safe Cityとは、新世代の通信規格及び最先端のデジタルテクノロジーを活用し、人が安心・安全かつ便利に暮らせる未来の街のことを指します。

各事業の内容は以下のとおりであります。

①セキュリティ事業

・防犯カメラの開発／販売／施工／保守
・AI顔認証温度検知システムの開発／販売
・AIロボットの企画／開発／販売／保守
・入退室管理システムの開発／販売
・機械警備システムの販売
・通信・OA機器の販売
・ネットワーク設計／構築／LAN工事
・ITソリューション

②モバイル事業

・移動体通信機器の販売（各種スマートフォン）
・各種周辺機器の販売（アクセサリー類）

(6)主要な営業所及び事業所（2023年３月31日現在）

①当社の主要拠点

名　　称	所　　在　　地
東　京　オ　フ　ィ　ス	東京都港区東新橋１丁目５番２号（汐留シティセンター15Ｆ）
名　古　屋　オ　フ　ィ　ス	愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12（グローバルゲート10Ｆ）
大　阪　オ　フ　ィ　ス	大阪府大阪市北区大淀中１丁目1-30（梅田スカイビルタワーウエスト29Ｆ）
北　陸　オ　フ　ィ　ス	石川県金沢市入江二丁目180番地

②主要な子会社

名　　称	所　　在　　地
ディーズセキュリティ㈱	石川県金沢市入江二丁目180番地
ア　ク　ト　通　信　㈱	新潟県長岡市芹川町2662番地1

(7)使用人の状況（2023年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ事業	71名	-
モバイル事業	37名	-
全社（共通）	6名	-
合計	114名	-

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数につきましては、使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83名	5名減	32.3歳	5.1年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時業員数につきましては、使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(8)主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北國銀行	488,585千円
株式会社北陸銀行	97,793千円
株式会社三井住友銀行	50,000千円
三井住友信託銀行株式会社	50,000千円

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所によりご承認いただき、2022年12月26日付で、当社株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

2．会社の現況

(1)株式の状況（2023年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　5,000,000株
② 発行済株式の総数　2,707,000株（うち自己株式43株）
③ 株主数　1,694名
④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
IWAMOTOアセットマネジメント株式会社	1,350,000	49.87
岩本秀成	566,000	20.91
前田憲司	48,000	1.77
日本証券金融株式会社	37,300	1.38
隈田佳孝	26,400	0.98
株式会社SBI証券	25,600	0.95
松井証券株式会社	16,200	0.60
鈴木康晴	13,600	0.50
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	13,100	0.48
SMBC日興証券株式会社	9,800	0.36

（注）１．持株比率は自己株式（43株）を控除して計算しております。
２．小数第3位を四捨五入しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩本秀成	
専務取締役	隈田佳孝	モバイル事業部管掌
常務取締役	前田憲司	セキュリティ事業部管掌 ディーズセキュリティ株式会社　代表取締役
取締役	多賀勝用	管理部長 アクト通信株式会社　取締役
取締役	米沢寛	米沢電気工事株式会社　代表取締役会長
取締役	木村基之	藏大介法律事務所パートナー弁護士
常勤監査役	福村徹	アクト通信株式会社　監査役
監査役	宮川昌江	
監査役	武部勝	エステックホールディングス株式会社　代表取締役社長

（注）１．取締役米沢寛氏及び取締役木村基之氏は、社外取締役であります。
２．監査役福村徹氏、宮川昌江氏及び武部勝氏は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、米沢寛氏、木村基之氏、福村徹氏、宮川昌江氏及び武部勝氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を、同法第425条第１項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社

及び子会社の取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があり、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置は講じております。

⑤　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2017年９月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役報酬は、月例の固定報酬のみであり、固定報酬については、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

報酬の適正性については、社外取締役２名及び代表取締役１名で構成される任意の機関である経営諮問委員会で協議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が当該決定方針と整合していることや、経営諮問委員会の協議が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	対象となる役員の員数
		固定報酬	
取締役 （うち社外取締役）	105,882千円 (2,400)	105,882千円 (2,400)	6名 (2)
監査役 （うち社外監査役）	4,200 (4,200)	4,200 (4,200)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	110,082 (6,600)	110,082 (6,600)	9 (5)

（注）１．取締役の報酬限度額は、2017年９月22日開催の第2期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終時点での対象取締役の員数は５名であります。

２．監査役の報酬限度額は、2017年９月22日開催の第2期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での対象監査役の員数は３名であります。

⑥　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

・社外取締役の米沢　寛氏は、2023年３月31日現在、米沢電気工事株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

・社外取締役の木村基之氏は、2023年３月31日現在、藏大介法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

・社外監査役の福村　徹氏は、2023年３月31日現在、連結子会社であるアクト通信株式会社の監査役を兼務しております。

・社外監査役の武部　勝氏は、2023年３月31日現在、エステックホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　米　沢　寛	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験からの発言を適宜行っており、特に経営管理及びコンプライアンスについて監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役　木　村　基　之	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験からの発言を適宜行っており、特に事業法について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役　福　村　徹	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に銀行出身者としての財務・会計の知識からの発言を適宜行っております。
監査役　宮　川　昌　江	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験からの発言を適宜行っております。
監査役　武　部　勝	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験からの発言を適宜行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出基準等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

会計監査人が会社法第３３７条第３項に定める欠格事由に該当するなど、当社の会計監査人としての資格が欠如する場合や、業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合には、監査役会は監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下の通り定めております。当社の内部統制決議の内容及び当期における各項目の運用状況は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ 企業倫理・法令遵守を推進するため、全社委員会のひとつとして「リスク・コンプライアンス委員会」を設けるほか、専任組織の設置など必要な社内の体制を整備する。

ⅱ 取締役及び使用人が遵守すべき方針として経営理念を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

ⅲ 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ 職務権限に関する社内規程を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項及び代表取締役社長、取締役、執行役員会、執行役員等に委任される事項を規定する。

ⅱ 取締役会又は代表取締役社長、取締役が決定する重要事項について、執行役員会において事前協議を行う。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について規程を整備し、適切に保存・管理する。

④当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ 当社及び子会社における業務の適正を確保するため、当社の内部監査担当による監査に基づき、問題の適切な処理を行う。

ⅱ 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、担当する取締役を任命し、子会社における法令遵守体制等の構築を指導するとともに、当社の関係部署はこれをサポートする。

ⅲ 子会社の取締役会は、法定事項及び経営上重要な事項について十分に審議し、適法かつ適正に意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。

ⅳ 子会社における意思決定については、その重要度に応じて権限者による承認、会議への付議など、定められた手続により適切に行う。

ⅴ 子会社では、社内規程により、各部門の分掌事項と職務権限を明確に定め、効率的な業務体制を整える。

ⅵ当社は、子会社と一定の重要事項について協議・報告を行う旨の協定を締結のうえ、必要な管理、指導を行う。

⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ企業活動に潜在するリスクを特定し平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努める。全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備し、リスク・コンプライアンス委員会を社内に設置する。

ⅱ財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

⑥監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ当社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

ⅱ内部通報制度の窓口及びリスク・コンプライアンス委員会は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。

ⅲ監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨を「リスク管理・コンプライアンス規程」に定める。

⑦監査役の職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めがある場合、職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

ⅱ代表取締役社長及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う。

ⅲ監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

ⅳ監査役は、取締役会を始め、執行役員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑪反社会的勢力排除に係る基本方針

ⅰ当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを倫理綱領に規定し、基本方針とする。

ⅱ 管理部門を中心に外部機関からの情報収集や、取締役および使用人への情報提供など、実効的運用のための社内体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。当社では、前記「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①コンプライアンス体制について

当社では、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であるとの認識の下、「リスク管理・コンプライアンス規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を主管部署としてコンプライアンス遵守体制を構築しており、具体的には、以下の事項を実施して おります。なお、当事業年度においては、リスク・コンプライアンス委員会を４回開催しております。

・コンプライアンスに関する規程、マニュアル等の作成及び周知
・当社におけるコンプライアンス教育及び啓発活動
・その他コンプライアンスの推進に当たっての関連部門への指導及び助言
・内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応

②取締役の職務の執行について

取締役会は、15回開催し、取締役6名（うち、社外取締役２名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③監査役の職務の執行について

監査役会は13回開催され、社外監査役３名で構成されており、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる体制を整備済みであります。

常勤監査役は取締役会のほか、執行役員会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査担当と連携した監査、当社の内部監査の状況確認及び業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

連結貸借対照表

(2023年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,200,861**	**流動負債**	**746,324**
現金及び預金	767,654	買掛金	213,495
受取手形	595	短期借入金	120,000
売掛金	723,062	1年内返済予定の長期借入金	71,028
商品	678,309	未払法人税等	104,522
その他	31,240	リース債務	4,222
固定資産	**1,549,946**	賞与引当金	21,880
有形固定資産	**1,360,383**	その他	211,176
建物及び構築物	613,875	**固定負債**	**577,186**
土地	405,873	長期借入金	555,350
リース資産	25,106	リース債務	15,454
建設仮勘定	289,289	その他	6,381
その他	26,238	**負債合計**	**1,323,511**
無形固定資産	**10,456**	純資産の部	
投資その他の資産	**179,106**	科目	金額
繰延税金資産	38,062	**株主資本**	**2,427,297**
敷金及び保証金	113,242	**資本金**	**100,000**
その他	27,802	**資本剰余金**	**10**
		利益剰余金	**2,327,373**
		自己株式	**△86**
		純資産合計	**2,427,297**
資産合計	**3,750,808**	**負債・純資産合計**	**3,750,808**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年４月 １日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,818,541**
売上原価		**3,207,044**
売上総利益		**1,611,497**
販売費及び一般管理費		**1,217,239**
営業利益		**394,258**
営業外収益		
受取利息及び配当金	22	
助成金収入	4,126	
還付加算金	1,791	
その他	1,610	7,551
営業外費用		
支払利息	7,449	
為替差損	1,342	
上場関連費用	22,126	
その他	103	31,022
経常利益		**370,787**
特別利益		
固定資産売却益	5,900	5,900
特別損失		
店舗閉鎖損失	1,364	1,364
税金等調整前当期純利益		**375,322**
法人税、住民税及び事業税	165,261	
法人税等調整額	△32,746	132,514
当期純利益		**242,808**
親会社株主に帰属する当期純利益		**242,808**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年４月 １日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	100,000	10	2,084,565	-	2,184,575	2,184,575
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			242,808		242,808	242,808
自己株式の取得				△86	△86	△86
当連結会計年度変動額合計	-	-	242,808	△86	242,722	242,722
当連結会計年度末残高	100,000	10	2,327,373	△86	2,427,297	2,427,297

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　2社

・主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称は事業報告内の「1．企業集団の現況に関する事項（3）重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 会計方針に関する事項

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

ロ.無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ハ.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

セキュリティ事業においては、主に防犯カメラ等の販売を行っており、顧客との販売契約に基づき商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引は全て国内の販売であり、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。セキュリティ事業に関する取引の対価は、商品引き渡し後、概ね１～６ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、商品の据付工事に係る収益は、主に電気工事によるものであり、顧客との契約に基づいて工事の履行義務を負っております。当該履行義務は、期間が３ヵ月未満の短期間に遂行されることから、完成工事の検収時点で収益を認識しております。商品の据付工事に関する取引の対価は、工事検収後、概ね１～６ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

モバイル事業においては、主に移動体通信機器を販売することにより、顧客及び代理店契約を締結している通信キャリアより対価及び手数料収入を受領しております。当該収益を、顧客へ当該商品を引き渡す一時点において、認識しております。取引の対価は、商品引き渡し後、概ね１ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度 (2023年３月31日)
商品及び製品	678,309千円
うち、セキュリティ事業における商品及び製品	529,294千円
総資産に占める割合	14.1%

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間以上滞留が認められる棚卸資産については、将来の販売可能性が低下しつつあると仮定し、引き合いや受注状況等を考慮し総合的に検証を行った上で、販売可能性が低下したと認められる場合には簿価切下げを実施しております。また、市況変化により販売単価が棚卸在庫単価を下回る等、棚卸資産の収益性が低下したと認められる場合にも、同様に簿価切下げを実施しております。

しかしながら、将来において、販売先の需要が縮小した場合、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となり、翌連結会計年度において、回収が見込まれない棚卸資産の評価損を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産	38,062千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	480,204千円
土地	203,091千円
計	683,295千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	49,507千円
長期借入金	432,295千円
計	481,802千円

(2) 当座貸越契約

当社においては運転資金の効率的な調達をおこなうため取引銀行11行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	3,240,000千円
借入実行残高	120,000千円
差引	3,120,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 349,778千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,707,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びリスク並びにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は１年以内の支払期日であります。未払法人税等は、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが２ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。借入金は営業取引に係る資金調達であり、当社グループでは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により資金調達に係る流動性リスクを管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	626,378	626,494	116

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、 時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定額を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6．収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	セキュリティ事業	モバイル事業	計	(注)			
売上高							
顧客との契約から生じる収益	2,622,212	2,182,177	4,804,390	-	4,804,390	-	4,804,390
その他の収益	-	-	-	14,150	14,150	-	14,150
外部顧客への売上高	2,622,212	2,182,177	4,804,390	14,150	4,818,541	-	4,818,541
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	6,420	6,420	△ 6,420	-
計	2,622,212	2,182,177	4,804,390	20,570	4,824,961	△ 6,420	4,818,541

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり不動産賃貸事業等を含んでおります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」、「(2)会計方針に関する事項」の「⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約が無いため、記載を省略しております。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	896円69銭
(2) １株当たり当期純利益	89円70銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2023年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**911,444**	**流動負債**	**483,354**
現金及び預金	214,736	買掛金	141,880
受取手形	595	短期借入金	100,000
売掛金	500,058	1年内返済予定の長期借入金	71,028
商品	168,055	未払法人税等	31,769
前払費用	14,884	リース債務	3,190
その他	13,114	賞与引当金	16,810
固定資産	**1,063,570**	その他	118,675
有形固定資産	**788,924**	**固定負債**	**525,320**
建物	524,799	長期借入金	515,350
構築物	18,540	リース債務	8,588
車輌運搬具	550	その他	1,381
工具、器具及び備品	4,504		
土地	221,222	**負債合計**	**1,008,675**
リース資産	17,208	純資産の部	
その他	2,100	科目	金額
無形固定資産	**1,799**	**株主資本**	**966,339**
ソフトウェア	162	**資本金**	**100,000**
のれん	507	**資本剰余金**	**24,867**
その他	1,129	資本準備金	24,867
投資その他の資産	**272,846**	**利益剰余金**	**841,559**
関係会社株式	147,537	その他利益剰余金	841,559
長期前払費用	2,915	繰越利益剰余金	841,559
繰延税金資産	10,059	**自己株式**	**△86**
その他	112,334	**純資産合計**	**966,339**
資産合計	**1,975,014**	**負債・純資産合計**	**1,975,014**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年４月１日から
2023年３月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**3,572,652**
売上原価		**2,503,082**
売上総利益		**1,069,570**
販売費及び一般管理費		**974,004**
営業利益		**95,566**
営業外収益		
受取利息	0	
為替差益	1	
助成金収入	1,613	
還付加算金	728	
その他	904	3,248
営業外費用		
支払利息	6,466	
上場関連費用	22,126	
その他	103	28,696
経常利益		**70,119**
特別利益		
固定資産売却益	2,831	2,831
税引前当期純利益		**72,950**
法人税、住民税及び事業税	41,653	
法人税等調整額	△12,708	28,944
当期純利益		**44,006**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	24,867	24,867	797,552	797,552	-	922,420	922,420
当期変動額								
当期純利益				44,006	44,006		44,006	44,006
自己株式の取得						△86	△86	△86
当期変動額合計	-	-	-	44,006	44,006	△86	43,920	43,920
当期末残高	100,000	24,867	24,867	841,559	841,559	△86	966,339	966,339

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

セキュリティ事業においては、主に防犯カメラ等の販売を行っており、顧客との販売契約に基づき商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引は全て国内の販売であり、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。セキュリティ事業に関する取引の対価は、商品引き渡し後、概ね１～６ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、商品の据付工事に係る収益は、主に電気工事によるものであり、顧客との契約に基づいて工事の履行義務を負っております。当該履行義務は、期間が３ヵ月未満の短期間に遂行されることから、完成工事の検収時点で収益を認識しております。商品の据付工事に関する取引の対価は、工事検収後、概ね１～６ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

モバイル事業においては、主に移動体通信機器を販売することにより、顧客及び代理店契約を締結している通信キャリアより対価及び手数料収入を受領しております。当該収益を、顧客へ当該商品を引き渡す一時点において、認識しております。取引の対価は、商品引き渡し後、概ね１ヵ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した額

	当事業年度 (2023年３月31日)
商品及び製品	168,055千円
うち、セキュリティ事業における商品及び製品	19,040千円
総資産に占める割合	0.9%

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「２．会計上の見積りに関する注記 (1)棚卸資産の評価」と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産　10,059千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「２．会計上の見積りに関する注記 (2)繰延税金資産の回収可能性」と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	462,755千円
構築物	17,448千円
土地	203,091千円
計	683,295千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	49,507千円
長期借入金	432,295千円
計	481,802千円

(2) 当座貸越契約

当社においては運転資金の効率的な調達をおこなうため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	1,650,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引	1,550,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 271,632千円

(4) 関係会社との取引高

買掛金	89,481千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕入高	776,152千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	43株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,760千円
未払社会保険料	903千円
未払事業税	2,633千円
のれん	264千円
棚卸資産評価損	498千円
敷金償却	3,049千円
投資有価証券評価損	1,027千円
繰延税金資産小計	14,137千円
評価性引当額	△4,077千円
繰延税金資産合計	10,059千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ディーズセキュリティ㈱	石川県金沢市	50,000	セキュリティ商材等の卸売業	100%	役員の兼任	セキュリティ商品の購入（注1）	465,343	買掛金	42,924
子会社	アクト通信㈱	新潟県長岡市	10,000	電気通信工事業	100%	役員の兼任	防犯カメラ設置工事（注1）	310,809	買掛金	46,556

（注）独立第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理しております。

8. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たり純資産額　356円98銭

(2) 一株当たり当期純利益　16円26銭

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月12日

ダイワ通信株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　陸　田　雅　彦
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　枝　和　之

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワ通信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な

相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月12日

ダイワ通信株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　陸　田　雅　彦
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　枝　和　之

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワ通信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２３年5月15日

ダイワ通信株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　福村　徹　㊞

社外監査役　宮川　昌江　㊞

社外監査役　武部　勝　㊞

以　上

メ　　モ

定時株主総会会場ご案内図

会場　ANAクラウンプラザホテル金沢
３階 瑞雲の間
石川県金沢市昭和町16番３号
TEL　076-224-6111

交通　●JR金沢駅兼六園口（東口）から徒歩１分
●小松空港から特急バスで約40~60分

